

# 令和8年度 税申告会場のお知らせ

## (本耶馬溪支所管内)

2月18日～26日の開始時間が**9時30分**からとなります。ご注意ください。

2月16日から3月16日までの間、市民税等の申告受付(確定申告)を地区別を実施します。  
地区及び会場は下記のとおりです。

月	日	曜日	時 間	申告会場	受 付 地 区
2月	16日	月	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	跡田・折元(洞鳴より下)地区
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
	17日	火	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	曾木地区
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
	18日	水	午前 <b>9時30分</b> ~ 12時00分	やかた田舎の学校 多目的教室	東屋形・西屋形地区
			午後 1時00分 ~ 3時00分		
	19日	木	午前 <b>9時30分</b> ~ 12時00分	今行・下屋形地区 集会所(六所)	今行・下屋形地区
			午後 1時00分 ~ 3時00分		
	20日	金	午前 <b>9時30分</b> ~ 12時00分	東谷地区公民館	東谷地区(全域)
			午後 1時00分 ~ 3時00分		
	24日	火	午前 <b>9時30分</b> ~ 12時00分	西谷地区公民館	西谷下・中(石垣・向尾)地区
			午後 1時00分 ~ 3時00分		
	25日	水	午前 <b>9時30分</b> ~ 12時00分	西谷地区公民館	西谷上・中(石垣・向尾を除く)地区
			午後 1時00分 ~ 3時00分		
26日	木	午前 <b>9時30分</b> ~ 12時00分	上津地区公民館	折元(洞鳴より上)・落合地区	
		午後 1時00分 ~ 3時00分			
27日	金	書類整理のため申告の受付は行いません。			
3月	2日	月	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	樋田・多志田・冠石野地区
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
	3日	火	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	曾木地区、支所近辺地区
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
	4日	水	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	上津小学校区 (跡田～折元・落合～東谷・西谷)
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
	5日	木	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	樋田小学校区 (屋形～樋田～多志田・冠石野)
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
	6日	金	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	上津小学校区 (跡田～折元・落合～東谷・西谷)
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
	9日	月	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	樋田小学校区 (屋形～樋田～多志田・冠石野)
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
	10日	火	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	上記の日までに申告できなかった人
			午後 1時00分 ~ 4時00分		
11日	水	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	上記の日までに申告できなかった人	
		午後 1時00分 ~ 4時00分			
12日	木	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	上記の日までに申告できなかった人	
		午後 1時00分 ~ 4時00分			
13日	金	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	上記の日までに申告できなかった人	
		午後 1時00分 ~ 4時00分			
16日	月	午前 9時00分 ~ 12時00分	本耶馬溪支所 1階 多目的集会室	上記の日までに申告できなかった人	
		午後 1時00分 ~ 4時00分			

☆裏面もご覧ください。

申告の問合せは、本耶馬溪支所 総務・住民課 税務担当(電話52-2211)  
または中津市役所税務課 市民税係まで(電話22-1116)

## 今年も確定申告（市県民税・国民健康保険税申告）の時期が近づいています。

- ◎ 令和8年度の市県民税や国民健康保険税を決める大切な申告です。申告が無い人には、所得課税証明書の発行や国民健康保険税などの軽減措置ができないこともありますので、必ず期間中（2月16日から3月16日までの間）に、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得について申告して下さい。
- ◎ 昨年中の収入が全くなかった人や遺族年金・障害年金などの非課税年金のみを受給している人も、そのことを申告しなければ、所得の確認が出来ずに軽減措置を受けられなくなります。
- ◎ 申告の必要がないと思われる方、申告が必要かどうかよくわからない方も、気軽に支所の税務担当職員または市役所税務課（市民税係）に、電話などでお問合せ下さい。

### 【申告に必要なもの】

- ① マイナンバーカード
  - ※ 通知カードまたは個人番号が記載された住民票の場合は、ほかに本人確認ができるもの（運転免許証やパスポートなど）が必要となります。
  - ※ 扶養親族等についても個人番号の記載が必要となります。  
（提示は不要です）
- ② 各種控除を受けるための証明書や領収書など
  - 生命保険料控除証明書、地震保険証明書、国民年金保険料などの社会保険料の支払った額を証明する領収書や証明書など
  - 医療費控除のための領収書や医療費通知（医療費のお知らせ）
- ③ 事業所得（農業等）や必要経費がわかる伝票や領収書または明細書など
- ④ 会社等で受け取った源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票など
- ⑤ その他特別な所得があれば、その内容が充分にわかる書類 等々



本耶馬溪支所では、少しでも申告時の混雑を解消する目的で、地区ごとに受付日を決めて、申告受付をしています。『税申告会場のお知らせ（申告日程表）』をよくご覧いただき、該当する地区実施日の中で、都合のよい日で申告においで下さい。

※ 市報「なかつ」に、申告について詳細が掲載されています。是非、お読み下さい。